

議案審議

議案審議は(1・5面にも掲載)

保健福祉センターに郵便局を誘致

戸籍の証明書、住民票の写し等の引渡し等を取り扱う郵便局の指定について

▼要旨

保健福祉センターの中に郵便局を誘致し、戸籍の証明書、住民票の写しなどの交付受付や引き渡しを実施するもの。なお、秦野緑郵便局をその事務を取り扱う郵便局として指定するもの。また、事務を取り扱う期間は、平成24年10月29日からとするもの。

▼審査状況

この議案は、総務常任委員会に付託されたものです。

▼主な質疑

問 保健福祉センターに郵便局を誘致する目的はどのようなか。

答 現在、連絡所は2ヶ所(厨内を想定して設置されている。住民サービスを高めるほか、より少ない経費で連絡所機能を補完するため

11路線の市道を変更

市道の変更について

市道131号線ほか10路線について、主に環境創出行為などによる道路移管に伴うもので、認定済みの路線に追加するなど区域を変更するもの。

▼審査状況

この議案は、都市建設常任委員会に付託されたものです。

▼主な質疑

問 市道を認定する要件はどのようなか。

答 道路法第8条第2項の規定に基づいた市道認定の要件を判断することにより、環境創出行為など

郵便局を誘致

に誘致するものである。

問 賃料は、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例に基づいて算出しているが、なぜ金額を2分の1に減額するのか。

答 郵便局の公共性を考慮した中で、保健福祉センターを使用しての公益社団法人秦野市シルバ人材センターや文化会館の2階を使用しているレストランの事例を参考にするとともに、近隣の取引事例などを勘案して賃料を決定した。

問 誘致する郵便局で証明書などを発行するが、年間の発行件数や発行手数料はどの程度を見込んでいるのか。また、証明書などの発行に伴い、郵便局へ支払う事務手数料はどのくらいか。

答 発行件数は年間4800件程度を見込んでおり、住民票で仮定すると収入が1件当たり300円

で移管されたもの、終点・起点が変更となるもの、および他の市道に接続し交通上公共性が高いなどの要件がある。

問 変更する路線のうち、平成12年に築造された開発道路が含まれているが、変更までに期間を要した理由はどのようなか。

答 平成23年度に道路パトロールを強化し、過去の環境創出行為で市道の要件を満たしたものを調査したところ、既に10年以上経過した開発道路が確認されたため、ここで市道の変更を行った。本来は、環境創出行為が完了した後認定するが、当時は道路台帳が整備さ



住民票の写しなどの交付も可能に(保健福祉センター)

▼反対討論

住民票など11項目の発行業務のうち、誘致する郵便局が可能な業務は6項目に限定される。また、賃料は、条例に基づく算定の2分の1であり、市民の財産の対価としては低く、応分の負担を求め

▼議決結果

委員会 原案可決(賛成多数) 本会議 原案可決(賛成多数)

▼議決結果

委員会 原案可決(賛成全員) 本会議 原案可決(賛成全員)



都市建設常任委員会による現地調査

外国人登録法の廃止により印鑑条例等を改正

秦野市印鑑条例等の一部を改正することについて

▼要旨

外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民における印鑑登録の事務手続きに係る必要な規定を加えるとともに、条例で引用する法律の名称などを削るため、改正するもの。なお、この条例の施行日は、平成24年7月9日とするもの。

▼主な質疑

問 本市の外国人は平成24年5月末時点で3231人であるが、そのうち、住民票が作成されず、印鑑登録が移行できないのは何人か。また、その対策はどのようなか。

答 新制度に移行されずに住民票が作成されない外国人は、約120人と見込んでいる。その対応として、在留資格の取得または在留期間の更新手続きについて入国管理局へ相談するよう周知している。

▼議決結果

委員会 原案可決(賛成多数) 本会議 原案可決(賛成多数)

合、この改正によるメリットとデメリットはどのようなか。

答 行政側から見たメリットは、従来、外国人登録制度と住民基本台帳制度で別々に取り扱っていたが住民基本台帳制度への一元化が図られる。また、外国人登録原票は紙で管理・運用していたが、各種事務処理が電算化されることなどから、効率化、迅速化を図ることができるとある。外国人側から見たメリットは、国際結婚の家族などの場合、住民基本台帳制度への一元化により1通の中に世帯全員が記載された住民票の写しが取得できるようになる。また、在留資格などの手続きが、市町村では行わず、入国管理局の1か所だけに行けば済むこととなる。



第202号の掲載写真



第198号の掲載写真

表紙写真を募集します!

「はだの議会だより」第206号(平成24年11月中旬発行)の表紙写真を募集します。なお、今号(第205号)は、5名から10作品の応募がありました。

テーマ: 秦野の秋 応募媒体: ①現像写真(2Lサイズ横長・カラープリント) ②電子データ(デジタルカメラは500万画素数以上のもので、JPEG形式) ※1回の応募点数は1人3点までとします。

応募資格: 市内在住、在勤または在学の方 締め切り: 平成24年11月5日(月)必着 応募方法: 所定の申し込み用紙に記入し、持参、郵送、メールでご応募ください。

○郵送先 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市議会事務局あて ○メール gikai@city.hadano.kanagawa.jp ※メールの場合、表題は「議会だより表紙写真応募」としてください。また、ファイルサイズを2MB以下にしてください。 ※詳しくは、ホームページをご覧ください(議会事務局までお問い合わせください。(0463-82-9652))

議会を傍聴してみませんか!

議会では、秦野市をより暮らしやすいまちとするため、さまざまな議論が行われています。本会議当日、本庁舎5階の傍聴席入り口で、住所・氏名を記入するだけでどなたでも傍聴することができます。なお、委員会を傍聴される方は、当日4階議会事務局にお越しください。

.....9月定例会日程.....

Table with columns for date, time, and agenda items for the September regular session.

編集後記

毎日暑い日が続いていますが、市民の皆さまはいかがお過ごしでしょうか。この6月定例会において、秦野市議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについて審議し、議会の一層の機能強化と議会改革に取り組むことを目的として、議員定数を2名削減することとしました。